

老人福祉施設等に係る財産処分の承認手続きについて

1. 財産処分とは

補助金等の交付要綱には「交付の条件」が定められており、補助金等を交付する際には、この「交付の条件」の遵守が交付決定通知書に記されています。市の補助金等の交付を受けようとする場合、交付要綱の中の「交付の条件」を熟知しておく必要があります。

この条件の中の一つに「財産の処分の制限」があります。

市の補助金等は、「さいたま市補助金等交付規則(平成13年5月1日規則第59号)」(以下、「規則」という。)に従い交付されますが、規則第20条において、市の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分を制限しています。

この財産について、①補助金の交付の目的に反して使用し、②譲渡し、③交換し、④貸し付け、⑤担保に供し、⑥取り壊し又は廃棄することを「財産処分」といいます。

市長の承認を受けずに財産を処分した場合は、市長は、事業者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

2. 財産処分の種類

財産処分の主な種類は、次のとおりです。

【転用】補助財産を、補助金等の交付の目的以外で使用する事。

(注1) 施設の業務時間外の時間帯や休日に、本来の業務に支障がない範囲で一時的に別の目的に使用することは、「転用」に該当しませんので、財産処分の手続きは必要ありません。

【譲渡】補助財産の所有者が替わる事。

(注1) 補助金等の交付の目的を変えずに使用することが前提です。

【交換】補助財産を、第三者が所有する財産と交換すること。

(注1) 第三者が所有する財産と交換しても、当初の補助金等の交付の目的が満たされなければなりません。

(注2) 老朽化により設備が故障した場合に、業者が引き取る場合は「交換」ではなく「廃棄」になります。

(例) 補助金の交付を受けて整備した冷房設備が古くなった。

自己資金で新たに冷房設備を整備し、古い設備は業者に引き取ってもらう。

【貸付】補助財産の使用者が替わる事。

(注1) 補助金等の交付の目的を変えずに使用することが前提です。

【抵当権の設定】補助財産を担保に供すること。

(注) 社会福祉法人定款準則において、社会福祉法人がその基本財産を担保に供

しようとする場合に、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には所轄庁の承認は必要としない旨が記載されていますが、さいたま市補助金等交付規則第20条に定める承認は必要です。

【取壊し】補助財産（不動産）の使用を止めて、取り壊すこと。

【廃棄】補助財産（機械器具）の使用を止めて、廃棄すること。

3. 補助財産の処分制限期間

補助事業等により取得した不動産や機械器具等は、補助金等の交付の目的やその財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに処分することができません（規則第20条）。この期間のことを「処分制限期間」といいます。

老人福祉施設等の整備にあたって、補助金を受けた財産に係る市長が定める処分制限期間については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）」に準拠するものとします（さいたま市老人福祉施設等財産処分手続要領第2条）。

補助金等の交付の目的に従って、不動産や機械器具を上記告示に定める期間以上使用しなければ（補助事業を行わなければ）、補助財産を処分するにあたっては市長の承認が必要となります。

4. 経過年数

補助事業等により取得した不動産や機械器具を、補助目的のために使用した期間のことを「経過年数」といいます。この経過年数が「3. 処分制限期間」に満たない場合は、補助財産を処分するにあたって市長の承認が必要となります。

5. 財産処分の手続きの流れ

- 補助金等の交付を受ける場合、事業者に対し、次のような交付決定の通知がされます。

(参考例)

平成〇〇年度さいたま市〇〇補助金交付決定通知書	
社会福祉法人 〇〇会	さいたま市長 〇〇 〇〇
平成〇年〇月〇日付けで申請のあった平成〇〇年度さいたま市〇〇補助金については、さいたま市補助金等交付規則(平成13年5月1日規則第59号)第6条第1項の規定により、次のとおり交付決定することになったので、同規則第8条の規定により通知する。	
(以下、省略)	

- 交付決定通知書の中には、交付元と交付先の代表者が書いてあります。補助財産の処分を検討する場合は、交付元であるさいたま市に財産処分の承認申請が必要になります。
 - ※ 交付元がさいたま市以外の場合は、交付元の団体(例:埼玉県等)に財産処分の承認申請が必要になる場合がありますので、必ず交付元の団体と相談を行うようにしてください。
- 補助財産の処分を希望する場合は、あらかじめ、その内容について、介護保険課に事前相談してください。また、申請を行う場合は、処分を予定する日の3ヶ月前までに、申請をしてください。
- 市長が承認した財産処分については、財産処分が完了した後に、財産処分完了報告書の提出が必要です。

6. 老人福祉施設等の財産処分一覧

さいたま市の老人福祉施設等の整備にあたっては、様々な種類の補助金等を交付しており、補助事業等により取得した補助財産(不動産や機械器具)を処分する場合は、市長の承認が必要です。

補助金等の交付を受けた老人福祉施設等で、市長が承認する補助財産の処分は、主に次のものがあります。

なお、市の補助事業により取得した老人福祉施設等以外の補助財産の処分を検討している場合は、該当補助事業を行っている各所管課に相談してください。

	補 助 金 名 称
1	さいたま市介護老人保健施設整備費補助金
2	さいたま市社会福祉施設整備費等助成金
3	さいたま市老人福祉施設等施設整備費及び老人福祉施設等設備整備費市費補助金
4	さいたま市社会福祉施設整備促進助成金
5	さいたま市特別養護老人ホーム整備促進助成金
6	さいたま市老人福祉施設整備費補助金
7	さいたま市先進的事業（既存の小規模福祉施設において消防法施行令改正に伴い平成21年4月より設置が義務化されたスプリンクラー等を整備する事業に限る。）支援特例補助金
8	さいたま市既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業補助金
9	さいたま市施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金
10	さいたま市地域介護・福祉空間整備等補助金
11	さいたま市介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金
12	さいたま市介護施設等自家発電装置整備事業費補助金
13	さいたま市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金